

議案第 16 号

議決第 号

### 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件

始良市道路占用料徴収条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月16日提出

始良市長 湯元 敏浩

### 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

始良市道路占用料徴収条例（平成22年始良市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08を乗じて」を「消費税等相当額（同法の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。）を加えて」に改める。

第3条第1号中「第7条第8号」を「第7号第11号」に改める。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（督促手数料）

第5条 占用料を納期限内に完納しない者に対しては、市長は、10日以内の期限を指定し、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の規定により、督促状を発したときは、督促手数料として督促状1通につき100円を徴収する。

（延滞金）

第6条 占用料の納付者が納期限後にその占用料を納付する場合においては、別に延滞金を徴収する。ただし、督促指定期限までに占用料を完納した場合は、この限りでない。

2 前項の延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該占用料の額に年14.5パーセントの割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が10円未満であるときは、これを徴収しない。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占有物件		単位	占有料	摘要	
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 560	占有物件たる電柱、電話柱を支えている支柱又は支線柱の占有料は徴収しない。	
	第2種電柱		860		
	第3種電柱		1,200		
	第1種電話柱		500		
	第2種電話柱		800		
	第3種電話柱		1,100		
	その他の柱類		50		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	5		
	地下に設ける電線その他の線類	につき1年	3		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490		
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	300		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000		
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,000			
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	21		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300		
	外径が1メートル以上のもの		600		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,000		
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	Aは近傍類似の土地の時価を表すものとす
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	

		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	る。
	通路	上空に設ける通路		1,000	
		地下に設ける通路		610	
		その他のもの		1,000	マンホール、暗きよ等
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	
	標識		1本につき1年	800	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20	
		その他のもの	1本につき1月	200	
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000	
		その他のもの		1,000	
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
政令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	Aは近傍類似の土地の時価を表すものとする。
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	200	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100	
政令第7条第8	トンネルの上又は高架の道路の路面		占用面積1平方	Aに0.019を	Aは近傍類

号に掲げる施設	下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		メートルにつき 1年	乗じて得た額	似の土地の時価を表すものとする。
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額		
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額		
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額		
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
その他のもの		占用物件の種類ごとに市長が別途定める額			
備考					
1 金額の単位は、円とする。					
2 「第1種電柱」とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。					
3 「第1種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号に同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5					

条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものとする。

- 4 「共架電線」とは電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 「表示面積」とは広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存在しない場合は、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 7 表面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又は1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月と計算し、占用料が月額と定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月と計算するものとする。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の始良市道路占用料徴収条例の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

### （始良市法定外公共物管理条例の一部改正）

- 3 始良市法定外公共物管理条例（平成22年始良市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

### （占用料の督促手数料、延滞金等）

第14条 督促手数料、延滞金については、始良市道路占用料徴収条例第5条及び第6条の規定を準用する。

附則第4項を削る。